

公示番号：161040

国名：ラオス

担当部署：ラオス事務所

案件名：公共投資・財政管理分野における情報収集・確認調査（公共財政管理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：公共財政管理
- (2) 格付：2～3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年3月上旬から2017年4月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.40M/M、現地 1.00/M、合計 1.40M/M
- (3) 業務日数：

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 3日 | 30日 | 5日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月1日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))
>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、
JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても
受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年2月10日
(金) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

| | |
|----------|--------------------|
| 類似業務 | 公共財政管理に係る各種調査・技術指導 |
| 対象国／類似地域 | ラオス／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」）では、計画投資省（以下、Ministry of Planning and Investment: MPI）が公共投資事業の運営監理全般に責任と権限を有する機関として位置づけられている。同省は国会で承認される公共投資事業の予算に対して審査を行い、各分野における事業の妥当性や効率性などについて検証するとともに、定期的なモニタリング及び評価を実施し、その結果を国会に報告する。しかしながら、MPI 及びその出先機関にあたる県計画投資局や郡の計画投資事務所の事業監理能力が不足しているため、ラオスの国内予算で実施される公共投資事業の全体が効果的に行われず、5 カ年国家社会経済開発計画（National Socio-Economic Development Plan: NSEDP）の目標達成に対する貢献度も不明確であり、計画と実施の間に大きな乖離が生じる等の問題が発生している。

このような状況の下、ラオス国政府主導の公共投資事業が適切に審査、モニタリング、評価されることを目標に、MPI をカウンターパート（以下、C/P）として JICA は 2004 年 11 月から 2007 年 10 月まで技術協力プロジェクト「公共投資プログラム運営監理能力向上プロジェクト(以下、PCAP)」を実施した。PCAP では、①国内開発予算に合わせた事業審査ツールや財務・環境・社会分析等の運営監理手法の開発及び書式の作成、②MPI と県計画投資局に対する能力開発モデルの策定、及びモニター県や省庁を中心とした各組織への技術移転・普及を行った。PCAP 終了後、技術協力プロジェクト「公共投資プログラム運営監理強化プロジェクト(以下、PCAP2)」を 2008 年 3 月から 2011 年 8 月まで 3 年半の間実施し、①PCAP で開発した手法のさらなる改善（予算編成・予算管理、セクタープログラム、郡レベルで実施される公共投資事業の運営監理、ODA カウンターパートファンドの監理）、②上記①のツールの全国及び全省庁への普及、③公共投資法策定の支援を行った。さらに、PCAP2 の後継案件として技術協力プロジェクト「国家社会経済開発計画に基づく公共投資計画策定支援プロジェクト（PCAP3）」を 2012 年 3 月から 2016 年 9 月まで 4 年半の間実施し、MPI とその出先機関にあたる県計画投資局や郡の計画投資事務所において、①中期公共投資計画の策定支援、②公共投資事業を適切に運用・維持管理するための仕組み作り、③ODA 案件情報の運営監理方法改善、④郡レベルにおける公共投資事業の運営監理能力強化の仕組み作りの支援を行った。これらにより、公共投資予算管理を含む中期的な枠組みの中での公共投資計画の運営監理に必要な大部分の業務プロセスのツール・手法開発、制度化、能力向上が行われてきた。

近年、ラオスは財政状況が悪化しつつあり、そのような状況下、ラオス政府は、2015 年には地方議会を設置するとともに、予算法及び公共投資法を改正し、県レベルでの承認権限の強化などの地方分権化や、歳出管理・対外債務管理の改善、予算シーリングの明示化、複数年度予算管理導入を徐々に進めている。

2016 年の日ラオス首脳会談を経て、ラオスに対する財政再建のための支援が両国

の重点課題となったことを踏まえ、JICA はさらなる公共投資事業監理分野の技術協力を検討中であるが、同分野における支援はすでに 12 年間に渡っている。このため、本調査は、今までの支援内容及び成果を振り返り、ラオス政府の公共財政管理の枠組みから公共投資監理を見直し、現状及び優先課題を明らかにし、その結果とラオス政府が進める制度改善の方針に基づき、JICA が貢献できる具体的支援策を検討することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る JICA の具体的支援策の検討のために必要な以下の調査を行う。また、公共投資監理を担当する業務従事者が行う報告書（案）全体の取り纏めに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017 年 3 月上旬）

- ① 関連報告書等の資料・情報の収集・分析の上、本業務の全体像を把握した上で、現地調査で収集すべき情報を検討し、調査全体の方針、方法、調査項目を検討し、調査計画を策定する。
- ② 公共投資監理分野の業務従事者と調整の上、必要に応じ、ラオス側関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ③ 対処方針会議等に参加し、担当分野に係る調査方針の説明を行う。

(2) 現地業務期間（2017 年 3 月中旬～4 月上旬）

- ① JICA ラオス事務所等との打合せに参加する。
- ② 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。なお、情報収集に当たっては、他団員と事前に調整し、効率的な業務の実施に努める。
 - ア) 近年のラオス経済財政状況の把握・分析をする（成長率、歳出入の課題、債務状況。なお、下記ウ）（a）の改正予算法における財政規律の維持の現状を踏まえて財政状況を分析する）。
 - イ) 関連各組織の現状を分析する。
 - （a）関連各組織の所掌業務に関する資料及びヒアリングから最新状況を把握する。
 - ウ) 予算関連法の改定動向を把握・分析する。
 - （a）改正予算法の概要
 - （b）予算関連法の改定後の中央政府内対応状況
 - エ) 財務省における以下の各予算プロセスを把握・分析する。
 - （a）予算制度
 - （b）予算編成プロセス（経常予算と開発予算ともに）（各県・各省庁でのプロセスも含む）
 - （c）公共投資計画と配賦額の関係
 - （d）予算額と資金ディスパースメントとの関係
 - （e）政府全体の現金管理（国庫と中央銀行口座との突合等）の状況を確認する

- (f) 予算執行状況管理（コミットメント統制含む）と次期公共投資計画との関係
 - (g) 歳出入管理の状況
 - (h) MTEF（中期支出枠組み）の導入状況
 - オ）政府調達、内部統制、内部監査の実施状況
 - カ）年度中財務報告/決算報告の発行状況とその質について変化
 - キ）債務管理の現状と課題
 - (a) 財務省での公的債務管理の現状（システム有無・稼働状況、対外債務と国内債務の管理状況）
 - (b) 債務管理（政府補償含む）と歳出計画（特に公共投資計画）との関係性
 - ク）他ドナーの関連分野における支援状況
- ③上記①～②の分析を公共投資監理分野の業務従事者等へ説明の上、共同して公共財政管理及び公共投資監理分野における課題点を抽出し、新規案件の支援内容の提案をする。
- ④上記①～③の調査結果及び提案内容を基に抽出した課題点について、公共投資監理分野の業務従事者と共にラオス関係省庁向けにセミナーを実施する。
- ⑤関係ドナーへの調査結果の共有及び意見交換を実施する。
- ⑥担当分野に係る現地調査結果を JICA ラオス事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2017年4月中旬～4月下旬）

- ①帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②担当分野に係る現地調査報告書を作成するとともに、公共投資監理分野の業務従事者の現地調査報告書の内容との調整に協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る調査報告書（案）（和文）
- (2) 収集資料

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
 - 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
 - 航空経路は、日本⇒ビエンチャン⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は2017年3月15日～4月13日を予定しています。

JICA の調査団員は現地調査期間の一部の日程に合流する。すなわち、コン

サルタント団員のみで現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成（案）は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 政府事業計画（JICA）
- ウ) 公共財政管理（JICA）
- エ) 協力企画（JICA）
- オ) 公共投資監理（JICA が別途契約するコンサルタント）
- カ) 公共財政管理（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICA ラオス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等との調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上
必要に応じ、英語⇄ラオス語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ 行財政金融チーム（Tel：03-5226-8061）にて閲覧できます。

ラオス人民民主共和国「国家社会経済開発計画に基づく公共投資計画策定支援プロジェクト（PCAP3）」

- ・1年次、2年次及び3年次の進捗報告書
- ・1年次、2年次及び3年次の業務完了報告書
- ・PDM（最終版）

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト

(<http://libopac.jica.go.jp/top/index.do?method=open>) で公開されています。

- ・ラオス人民民主共和国「公共投資プログラム(PIP)運営監理能力向上プロジェクト(PCAP)」終了時評価調査報告書
- ・ラオス人民民主共和国「公共投資プログラム運営監理強化プロジェクト(PCAP2)」中間レビュー調査報告書及び終了時評価調査報告書
- ・ラオス人民民主共和国「国家社会経済開発計画に基づく公共投資計画策定支援プロジェクト(PCAP3)」詳細計画策定調査報告書
- ・ラオス人民民主共和国「国家社会経済開発計画に基づく公共投資計画策定支援プロジェクト(PCAP3)」中間レビュー調査報告書

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上